

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩崎 友一

- 1 日時
平成 26 年 10 月 8 日（水曜日）
午前 10 時 1 分開会、午後 1 時 45 分散会
（うち休憩 午前10時31分～午前10時34分、午前10時37分～午前10時39分、
午後 0 時 2 分～午後 1 時 7 分）
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
岩崎友一委員長、軽石義則副委員長、柳村岩見委員、嵯峨耆朗委員、佐々木博委員、
小田島峰雄委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
清川担当書記、中平担当書記、藤本併任書記、及川併任書記、小野併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
東大野秘書広報室長、保副室長兼首席調査監、八重樫調査監、
菅原参事兼秘書課総括課長、野中広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
小田島総務部長、佐藤総務部副部長兼総務室長、宮参事兼管財課総括課長、
小向総合防災室長、山崎総務室入札課長、工藤総務室放射線影響対策課長、
熊谷人事課総括課長、五月女財政課総括課長、細川法務学事課総括課長、
小向税務課総括課長、會川防災危機管理監、佐々木防災消防課長、
及川総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
齋藤政策地域部長、大平政策地域部副部長兼政策推進室長、
菊池政策地域部副部長兼地域振興室長、千葉科学 I L C 推進室長、
宮 I L C 推進課長、森政策推進室政策監、高橋政策推進室調整監、
菊池政策推進室評価課長、伊勢政策推進室分権推進課長、泉市町村課総括課長、
小原調査統計課総括課長、古館情報政策課総括課長、
佐々木交通課長、藤田県北沿岸・定住交流課長

- (4) 復興局
中村復興局長、小野寺技監兼副局長、大友副局長、佐野参事兼生活再建課総括課長、
石川復興推進課総括課長、遠藤まちづくり再生課総括課長、
石田産業再生課総括課長
- (5) 国体・障がい者スポーツ大会局
松岡国体・障がい者スポーツ大会局長、岩間副局長、小友総務課総括課長、
安部施設課総括課長、藤澤競技式典課総括課長、
伊藤障がい者スポーツ大会課総括課長
- (6) 出納局
菅原会計管理者兼出納局長、小原指導審査課長、田中出納指導監兼管理課長
- (7) 警察本部
安岡警務部長、照井参事官兼警務部長、一方井参事官兼生活安全企画課長、
藤田参事官兼交通企画課長、菅野警備課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 請願陳情の審査
受理番号第122号 被災者生活再建支援制度の拡充について請願
 - (2) 議案の審査
 - ア 議案第1号 平成26年度岩手県一般会計補正予算（第3号）
 - イ 議案第34号 財産の取得に関し議決を求めることについて
 - ウ 議案第40号 平成26年度岩手県一般会計補正予算（第4号）
 - (3) 請願陳情の審査
受理番号第121号 消費税10%への引上げ反対の意見書提出を求める請願
 - (4) その他
委員会調査について
- 9 議事の内容

○岩崎友一委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります。当委員会に付託された請願陳情2件のうち、受理番号第122号被災者生活再建支援制度の拡充について請願は、当委員会と環境福祉委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会との協議が必要になる可能性があることから、環境福祉委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願いま

す。

それでは、請願陳情、受理番号第 122 号被災者生活再建支援制度の拡充について請願を議題といたします。なお、当委員会付託部分は、請願項目のうち 1 及び 4 でありますので、御了承願います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○佐野参事兼生活再建課総括課長 受理番号第 122 号被災者生活再建支援制度の拡充について請願につきまして御説明申し上げます。お手元に配付しております資料により説明させていただきます。

資料 1 ページをごらん願います。まず、請願事項の 1、被災者生活再建支援金についてありますが、被災者生活再建支援法に基づき、全壊及び大規模半壊以上の被害を受けた世帯に対し、基礎支援金 100 万円、加算支援金 200 万円の計、最大 300 万円の支援を行っているところでございます。本年 8 月末現在で、基礎支援金を申請した 2 万 3,186 世帯のうち 37.0%に当たる 8,570 世帯が加算支援金を申請しております。なお、本県が本年 6 月 3 日に実施した政府要望につきましては、震災復興特別交付税等、特例的な財政支援の継続とともに、被災者生活再建支援制度の拡充についても要望したところでございます。

裏面に参りまして、2 ページをごらん願います。次に、請願事項の 4、災害公営住宅に係る負担軽減策等についてありますが、災害公営住宅の入居については、所得の低い被災者——収入が月 8 万円以下の方々ですが、につきましては、管理開始後 10 年間は、国の東日本大震災特別家賃低減事業による家賃の低減措置を行うこととしているところでございます。低減の内容については表のとおりでございます。

また、従来 3 カ月分を徴収しておりました敷金については、免除としております。

以上をもちまして、受理番号第 122 号につきましての参考説明を終わります。

○岩崎友一委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 参考までにお伺いしたいのですけれども、加算支援金を申請した場合、申請してからどれぐらいの時間で被災者の方々に交付されるものなのか教えてください。

○佐野参事兼生活再建課総括課長 市町村を通じまして、都道府県会館に申請を行っております。大体 2 カ月程度で交付されるものと聞いております。

○嵯峨耆朗委員 ちょっと聞いたのですけれども、防災集団移転事業等で建てるといった場合に、入ってくるのが随分遅くて、建築屋さんにはその前に払わなければだめだということで、お金がある人しか建てられない、そういう状況になっていると聞いたのですが、実態として本当に 2 カ月で交付されているものなのですか。

○佐野参事兼生活再建課総括課長 先ほど市町村を通じてと申しましたが、取りまとめを受けて送付しておりますので、それとのタイムラグが若干あるかと思えます。そんなに長くかかっているという認識は、私どものところには届いておりませんでした。

○嵯峨耆朗委員 実際には、そういう例が多々あるというふうに聞いています。届いていないとすれば、なるべく速やかに交付されるように、実態をまず把握してもらって、やっ

ていただければと思います。

例えば自分の住んでいた土地を売った際は譲渡所得税、そして、移転先を今度は買うと取得税ですか、それも払わなければだめだと、さらに登記代金も払わなければだめだと。そうしているうちに、売りがたくて売っているわけではないし、引っ越したくもないのだけれども、実態的には300万円ぐらいすぐなくなるのではないかという話なのです。ですから、今回の制度は、そのとおりでなと思っていましたけれども、そういった実態を把握してみないと、相当負担になっています。つなぎも含めて、結局お金のある人しか建てられない。実態把握をしていただきたいと思います。

○佐々木博委員 災害公営住宅の入居者の負担軽減の問題です。資料によりますと、管理開始後10年間、低減措置があるということになっているようですが、これは10年以上の延長の制度というのではないわけですか。

○佐野参事兼生活再建課総括課長 国の東日本大震災特別家賃低減事業によりますと、10年ということになります。その後につきましては、なお書きに書いております。県には従来から行っている低所得者向けの減免措置というのがございますので、それに該当する場合は、そちらのほうを利用できる場合もあるかと思えます。

○佐々木博委員 阪神淡路大震災から20年たったのです。それで、神戸市は今まで災害公営住宅に入っている方々については、家賃の低減があったようなのです。20年たって家賃の低減の措置がなくなるということで、多分御承知だと思いますけれども、大分大騒ぎになっております。特に神戸市の場合は、全部が災害公営住宅ではなくて、民間の方々に結構建てていただいて、それを借り上げていた。それで、20年たって家賃の低減措置がなくなって、こちらと比べると当然家賃も高いわけですから、なかなか払えない。特にも入っている方々が高齢化してしまっていて、加えて20年も住んでいればコミュニティーもできているわけです。そういった中で、入居者も困っている。それから、貸している人も出られては困るということで、今非常に大きな問題になっております。神戸市の場合は20年間、家賃を今まで抑えていて、当初から20年間は云々という話をしていたというのが神戸市の説明のようですけれども、これを見ますと東日本大震災津波は10年ですよ。神戸市の場合、こういった制度で20年間家賃を低く抑えていたのでしょうか。

○佐野参事兼生活再建課総括課長 ちょっとあやふやな記憶で申しわけございませんが、神戸市につきましては、基金を積み立てて、その基金の中で家賃の補助事業を行ったというふうに記憶しています。

○佐々木博委員 これから例えば災害公営住宅に入って、10年、どういふ方々が入るかわかりませんが、恐らく高齢者が多いのではないかなと想定されるわけです。そうすると、年金生活ですよ。そういった方々が入居されて、10年間、もしそのまま公営住宅に住んでいらっしゃるとすると、さらに高齢になるわけですから、家賃負担が10年後、これが切れた段階で、結構やっぱり神戸市と同じように困る方が出てくることを想定しなければいけないのではないかな。そうしますと、神戸市は基金で対応されたのではないかなということ

ですけれども、県としても、今すぐの話ではないですが、そういったこともある程度考慮に入れながら、長期的な観点から何か考えていかないとだめなのではないかというような気もしますけれども、いかがでしょうか。

○佐野参事兼生活再建課総括課長 国に対していろんな財源、財政制度の要望をしていく中で、そういった点も考慮して要望してまいりたいと思います。

○佐々木博委員 今のことについてですが、所感を伺いたいと思うのですが、いずれ何か考えなければだめではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○中村復興局長 今委員のほうからお話あった点ですが、今時点で20年後どうするかというのをはっきり決めるというのはなかなか難しいところがございます。先ほどお話しした神戸市の事例は、先ほど基金を利用してというお話を申し上げましたが、基金原資を積み立てて、その利息運用を活用しながら、いろいろな独自制度を地元でやったという仕組みです。今回の東日本大震災津波のほうは、なかなか今低金利の時代ですので、そういうスキームが難しいということで、震災特別交付税という形で自治体に基金を交付しながらというところで、若干違いがございます。そういった点もございますが、これまでのよその取り組みなども十分検討しながら、また今後の事態の推移もしっかりと見きわめをしながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○久保孝喜委員 先ほど嵯峨委員が指摘した内容に若干近いのですが、加算支援金の申請が37%にとどまっているということの背景にどういうことがあるか。当然ながら一定の調査をされているのだと思うのですが、概要とその考え方を示していただきたいと思います。

○佐野参事兼生活再建課総括課長 生活再建支援金の加算支援金が37%にとどまっているということで、これが100%になることは実はなかなかないです。結局、災害公営住宅に入居される方については加算支援金は出ないということですので、最終的に100%になるということはないにしても、それにしてもまだ届いていないという状況です。内訳ですが、内陸等での加算支援金以下の補助金の状況等を見ますと、内陸等への建設工事がかなり進んでいるということで、面整備を待たずに自力で自宅を建設、購入された方については、かなり申請が進んでいるという状況です。今後面整備のところ建つということがこれからふえていくという状況で、今ちょっと足踏みしているかというふうに分析しております。

○久保孝喜委員 請願の趣旨との関係でいうと、加算支援金を申請していない方々のどれぐらいが、つまり面整備を待った状態でまだ申請をしていないのかということが、おおよその数としてつかめているのかどうか。

それから、請願の趣旨にあるように、とてもではないけれども、資金余裕がないから加算支援金の申請にまで至らないのだという、そういう割合がどの程度なのかということは、調査としてはなかなか難しいかもしれませんが、一定の割合といたしますか、そういうところはつかんでいないといけないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○小野寺技監兼副局長 ただいまの久保委員のお話でございますけれども、住宅復興の基

本方針というものを発災年の10月に定めております。それを平成25年9月に見直しをしておりますけれども、その数字でいいますと、全体の住宅の復興の見込みが2万2,000から2万4,000戸、被災した数とほぼ同数を見込んでおりまして、そのうち持ち家での再建が——マンションを購入される方も含んでおりますけれども、1万から1万1,000戸です。それから持ち家の補修をされる方が3,000から3,500戸、そして災害公営住宅以外の賃貸の住宅というのも3,000から3,500戸ほどを見込んでおりまして、そのほかに災害公営住宅を約6,000戸見込んでおります。

先ほどのお話に直接的に関連する数字としましては、持ち家の再建を1万戸から1万1,000戸見込んでおりまして、今加算支援金を申請されている方が約5,000件ございます。面整備をするのが8,200ほどの区画、まず8,000戸区画がありますので、そのうち企業が入る住宅ではない部分もありますので、今概数しか言えませんが、6,000戸を超える数が恐らく住宅の再建に供されると思います。面整備しているところで住宅に供されるのが6,000戸前後だと思われまして、今その面整備が終わっていますのが、まだ三百数十区画ですので、面整備したところに自力で再建する住宅というのは、非常にまだ数が少ない状態です。これから面整備したところに住宅を再建される方が6,000戸に近い数字があると思います。今時点で加算支援金を申請されている方、約5,000件につきましては、面整備したところではなくて、御自分で移転先を探して建てた方だと思われまして、その加算支援金を今時点で申請されている方5,000と、これから面整備のところ自力で建てられる方6,000近い数字があると思いますけれども、それを足しますと1万から1万1,000戸でして、住宅の全体の復興の基本方針で示しています持ち家を自力再建される方は1万1,000戸と、ほぼ同数になりますので、今37%では低いという感じはしますが、面整備の進みぐあいを考えますと、今時点としてはまあまあ順当な数字かというふうに捉えております。

○久保孝喜委員 今の説明でいうと、資金に余裕がないというか、資金が足りないから断念するということは、今の数字の中の全く外の話になってしまうのですよね。そういう捉え方でいいのだろうかというのがまず一つ。どういうふうに捉えられているのか。もちろん数で合わせていくと、整備する可能性の問題と、それから今現在の申請と、これからの進捗度合いを見て考えれば、なるほど、住宅再建という全体の数には合致するということは、今の数字だけで言えば、お金がなくて建てられないという人はいないということになってしまうのです。そういう考え方では恐らくないと思うのです。とすれば、県と市町村が合同で支援金100万円を独自につくりましたよね。そういう100万円が再建の支援になる、追い風になるということを想定してやったわけですが、例えばこれまでもいろいろ取り沙汰されていたように、再建する際の坪単価がどんどん上がっているというようなこととあわせて考えると、100万円という新たな独自支援策は、ほぼこの坪単価の高騰の中で、恐らく費消されてしまうというふうな考え方でもできるわけです。

そうすると、そういう再建に向けた被災者の支援策として、県は従来のままでいいのか、

もう一步の支援策ということを考えなくていいのかということが出てくると思うのです。この請願は、県というよりは国の制度としての改善を求めているわけですが、あわせて県もまた従来の支援策に現下の状況から考えると、何か手を打たなければいけないのではないかという思いもあるのですが、その点については何か考え方はあるでしょうか。

○中村復興局長 一般質問の中でも、住宅再建についての県としてのさらなる上乘せの措置を検討すべきではないかというお話も頂戴いたしました。今委員からお話あったように、確かに資材高騰等々がございます。ですから、そういった意味で、当初自力で再建されようとしていた方が、資金的にもかなり厳しくなっているという方が相当いらっしゃるというふうに我々も思っております。

ただ、我々として、県独自で、さらに再建をしたいという思いは当然あるのですが、一方で限られた復興資金の中で、今いろんな対応をしているという状況もございます。これについてはやっぱり国に対してしっかりその状況を伝えながら、何とか国のほうとしてさらなる加算の措置をしていただきたいというようなことをこれまでも再三にわたりお願いをしてまいりましたが、そこは引き続き国に対してはしっかり要望していきたいと思えます。

もう一方では、市町村に対して、一定の震災特別交付税の部分で市町村への基金の交付をいたしてございます。それで、県と市町村で100万円出している以外に、市町村でまた独自に住宅再建の支援制度を設けてございますので、そういったことの兼ね合いも見ながら、また市町村のほうともいろいろ相談をし、何とか自力再建が円滑に進むように引き続き努力をしてまいりたいと、このように思っております。

○佐々木順一委員 この支援制度ですが、恐らく阪神淡路大震災の際に議員立法で成立したと思えます。2回も改正されてきていると言っておりますが、どういった改正のもとに今日に至っているのか。この請願を読みますと、2007年、4年後に制度の拡充に向けての見直しを附帯決議云々とありますけれども、結果として見直しは中断していると、こういう状況であります。この時点でどういったものを想定した見直しをしていたのか。その辺を把握していれば教えていただきたいと思えます。

○佐野参事兼生活再建課総括課長 委員御指摘のとおり、2回にわたって改正を行っております。被災者生活再建支援制度は、平成10年にスタートしたものでございますが、支給方式が大きく変わってきているというところが大きな特徴かと思えます。当初は、用途を限定した上で必要額を積み上げ方式で支給してきた。それが平成16年の改正でも大体そうでしたが、現行制度になるに当たって、住宅再建方法に充当した定額渡し切り方式の支給を行うようにしたという制度の変遷がございます。

なお、御指摘のように、平成19年の最近の改正は現行制度なわけですが、その時点で衆参の災害宅地対策特別委員会において、改正後4年を目途として制度の見直しなどの総合的な検討を加えるような附帯決議があったという経緯がございますが、東日本大震災津波の発災によって、具体の法令改正には今至っていないという状況だと思えます。

国では、今回の大災害の教訓等を踏まえまして、被災者支援の課題やあり方の全般について審議をするための有識者による検討会を設置して、中間取りまとめが公表されているというところでございますが、中身を見ますと、各論併記の段階ということで、一定の方向性は見えないというふうに認識してございます。

○佐々木順一委員 考え方はわかりましたが、金額的に2回の改正の中でこういった変化があったのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○佐野参事兼生活再建課総括課長 失礼いたしました。全壊等の世帯について申し上げますと、平成10年当初におきましては、全壊等に対して最大100万円、それから平成16年の改正で全壊等について300万円という形になりました。そして、平成19年の現行の制度におきましては基礎支援金で100万円、そして加算支援金で建設、購入の場合に200万円の合計最大300万円というふうに変遷してございます。

○佐々木順一委員 県も、国のほうに適用範囲の拡充、あるいは緩和ですか。また金額の増額などなどを要請しているわけでありましたが、今回の請願では付託先が環境福祉委員会のほうであります。金額的に県の要望の中で、現状の300万円プラスどの程度のことを想定して政府に要望されているのか。それで、その要望の大きな理由の要素は何なのか、その辺を御紹介していただきたいと思います。

○佐野参事兼生活再建課総括課長 特に金額の拡充につきまして、具体的な金額を要望書に書いて要望した経緯はございませんが、市町村等とのやりとりの中、あるいはいろんな方々からお話を聞く中で、やはり300万円から500万円に上げてほしいという声は聞いているという形で要望してございます。

○佐々木順一委員 それでは、これは東日本大震災津波に限ったことではないと思います。去年の雫石町の豪雨のときも、やはり同じような要請が地域のほうからあったわけがあります。参考までに聞きますが、この支援制度を適用する場合にどのような条件が必要なのか。戸数が対象とか、あるいは全壊なのか、大規模半壊なのか、あるいは半壊はどうか、あるいは救助等の関係があると思いますが、その辺をお知らせいただければと思います。

○佐野参事兼生活再建課総括課長 要件につきましては、自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村、あるいは自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県、これが当初でございました。それに順次、要件が追加になっておりまして、さらにそれに隣接する市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生した人口10万人未満の市町村、さらにそれを包括する都道府県内の市町村という形で、拡大しております。

○佐々木順一委員 今市町村も負担しているわけでありましたが、基本的には、これは特例中の特例だと思います。県の立場に立って、あるいは市町村の立場に立って考えてみた場合に、自然災害でありますから、県あるいは市町村が、とりあえずと言いながらも負担していることについて、県の立場、自治体を預かる皆さんの立場に立てば、これが自然なのかどうか、ちょっと御所見を聞きたいと思います。簡単に言えば、これでいいのかという

ことです。

○中村復興局長 県としては、当然財政的には全額国費で対応していただく制度が一番いいわけではございますが、国のほうもかなり厳しい財政状況の中で、国、各自治体がそれぞれ負担をする中でこういった制度ができてきているということだと思いますので、一定の負担は、これは自治体のほうとしてもやむを得ないのではないかと考えてございます。

○岩崎友一委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、よって、本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 再開いたします。

環境福祉委員会においては、採択と決定したとのことです。

先ほど採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会と共同で本定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

次に、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○岩崎友一委員長 それでは、ただいまお手元に配付いたしました意見書案について御意見等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ないようでございますので、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 再開いたします。

環境福祉委員会においては修正なしとのことであります。ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、意見書は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、議案の審査を行います。初めに、議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第3号）、第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第9款警察費、第11款災害復旧費第1項庁舎等施設災害復旧費及び第3条地方債の補正並びに議案第40号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第4号）、第1条第1項同条第2項第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入第14款、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○五月女財政課総括課長 議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。今回の補正は、東日本大震災津波からの復旧復興の進捗に伴う経費など、本格復興の推進に必要な予算を計上したほか、国の制度改正に対応するための経費や保育所の整備など、県民サービスの向上に資する経費等を計上したものであります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349億7,642万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆545億5,776万6,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正、第3条地方債の補正につきましては、第3表地方債補正のとおりであり、順次御説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正は、海岸高潮対策事業の追加や、次ページに参りまして、かんがい排水事業の変更などありますが、当委員会所管のものはございません。

次に、10ページをお開き願います。第3表地方債補正の変更につきましては、土地改良事業など9件について記載の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書、厚いものと薄いものがございますが、厚いほうの3ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税につきましては、復旧復興事

業の補正に伴い、震災復興特別交付税を9億680万4,000円増額するものであります。

次に、4ページをお開き願います。7款分担金及び負担金のうち、1項分担金につきましてはかんがい排水事業などの補正に伴い797万5,000円減額するものでございます。

5ページ、2項負担金につきましては、3目農林水産業費負担金、4目土木費負担金及び6目災害復旧費負担金について、各事業の補正に伴い、合計で576万2,000円減額するものでございます。

次に6ページ、8款使用料及び手数料のうち、1項使用料につきましては、国の制度改正に伴い、就学支援金交付金を教育使用料として補正するものであり、11億2,441万4,000円を増額するものでございます。

7ページ、2項手数料につきましては、医薬品販売業許可等の手数料の補正であり、50万5,000円を増額するものでございます。

次に8ページ、9款国庫支出金のうち、1項国庫負担金につきましては、1目民生費負担金から6目災害復旧費負担金まで、各事業の補正に伴い、合計で41億1,497万3,000円増額するものでございます。

9ページ、2項国庫補助金につきましては、1目総務費補助金から、11ページの10目災害復旧費補助金まで、それぞれ国庫補助金の補正に伴うものであり、合計で14億6,934万2,000円増額するものでございます。

続いて、12ページ、3項委託金につきましては、1目総務費委託金から7目教育費委託金まで、委託事業の補正に伴い、合計で1,295万円減額するものでございます。

13ページ、10款財産収入のうち、1項財産運用収入につきましては、基金の積み立てによる運用収入の増を見込んで1,204万8,000円増額するものでございます。

次に、14ページ、2項財産売却収入につきましては、県有地等の売却収入を見込んで8,602万4,000円増額するものでございます。

15ページ、12款繰入金のうち、1項特別会計繰入金につきましては、農業改良資金等特別会計及び中小企業振興資金特別会計からの繰入金を補正するものであり、2,351万9,000円増額するものでございます。

次に、16ページ、2項基金繰入金につきましては、今回の補正に伴い、それぞれの基金からの繰入金を補正するものであり、合計で70億7,156万6,000円増額するものでございます。

17ページ、13款繰越金につきましては、平成25年度決算に基づく繰越金について202億1,154万5,000円増額するものでございます。

次に、18ページ、14款諸収入のうち、1項延滞金、加算金及び過料等につきましては、補助金返還金に係る加算金を18万5,000円増額するものであります。

19ページ、4項貸付金元利収入につきましては、岩手県私学振興会貸付金に係る残金の収入でありまして、2,666万5,000円増額するものでございます。

次に、20ページ、5項受託事業収入につきましては、試験研究などの各事業の補正に伴

い、6,046万3,000円減額するものでございます。

21 ページ、8 項雑入につきましては、政務活動費等返還金などを補正するものであり、次ページになりますが、合計で3億4,398万3,000円増額するものでございます。

23 ページ、15 款県債につきましては、4 目農林水産業債から9 目災害復旧債まで、各種施設整備や災害復旧事業に充てる県債の補正であり、次ページになりますが、合計で3億2,800万円減額するものでございます。

なお、平成26年度末の県債現在高の見込みにつきましては、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書により御説明いたしますので、82 ページをお開き願います。事業区分ごとの説明は省略させていただきまして、83 ページの上から5 行目の計の行をごらん願います。左から6 列目が補正前の平成26 年度末現在高見込額でございまして、1兆4,009億6,287万円となっております。今回の補正の記載額は、2 列右の26億4,730万円の増であります。一方で、その左ですが、平成25年度決算の確定に伴い平成25年度末現在高見込み額が36億1,106万8,000円の減となっておりますため、この結果、補正後の平成26年度末現在高見込み額は、一番右の欄でございまして、1兆3,999億9,910万2,000円となるものでございます。

次に、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。予算に関する説明書の25 ページにお戻り願います。まず、2 款総務費のうち、1 項総務管理費であります。2 目人事管理費は東日本大震災津波により死亡した民生委員や児童委員の遺族補償等の経費、4 目財政管理費は決算剰余金の財政調整基金への法定積み立て、6 目財産管理費は県庁舎や合同庁舎の管理費、7 目情報システム管理費は社会保障・税番号制度の運用に向けたシステム整備費を計上するものであり、合計で133億7,756万9,000円増額するものでございます。

次に、26 ページ、2 項企画費につきましては、1 目企画総務費の東日本大震災復興交付金基金への積立金、3 目広聴広報費の広聴活動費など、合計で74億4,266万8,000円増額するものでございます。

27 ページ、4 項地域振興費についてであります。1 目地域振興総務費は管理運営に要する経費、3 目交通対策費は三陸鉄道運営費補助について、合計で3,332万5,000円増額するものでございます。

次に、28 ページ、6 項防災費についてであります。自主防災組織のリーダー育成に要する経費であり、60万円増額するものでございます。

29 ページ、7 項統計調査費につきましては、統計調査事務に係る国への償還金や、市町村事務費交付金などの整備であり、次ページになりますが、合計で167万4,000円増額するものでございます。

次に、63 ページをお開き願います。9 款警察費のうち、1 項警察管理費につきましては、2 目警察本部費から5 目運転免許費まで警察行政運営費など、合計で2億2,172万8,000円増額するものでございます。

65 ページ、2 項警察活動費につきましては、1 目一般警察活動費から 3 目交通指導取締費まで警察活動運営費など、合計で 2,420 万 9,000 円増額するものでございます。

次に、72 ページをお開き願います。11 款災害復旧費のうち、1 項庁舎等施設災害復旧費、2 目警察施設災害復旧費は、宮古警察署田老駐在所等の復旧に要する経費であり、1,630 万 3,000 円増額するものでございます。

次に、議案第 40 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。議案（その 4）の 1 ページをごらん願います。今回の補正は、平成 26 年産米の価格下落による影響を受ける農業者を早急に支援するため、経営の維持安定に必要な予算として、米価下落の影響を受ける農業者に対する資金の無利子貸し付けに要する経費を計上したものであります。

まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 550 億 5,776 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2 ページから 3 ページの第 1 表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の 3 ページをお開き願います。まず歳入についてであります。14 款諸収入、4 項貸付金元利収入につきましては、米価下落緊急対策資金貸付金の創設に伴い、元金収入を 5 億円増額するものでございます。

4 ページ、歳出についてでございますが、米価下落緊急対策資金貸付金の創設に必要な経費を計上するものでありますので、当委員会の所管に係るものはございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 防災総務費にかかわってですが、以前に消防救急ネットワーク整備工事の入札に関して質問したことがあったのですけれども、不調になって、その後どのようになっているのかお伺いします。

○小向総合防災室長 いわゆる消防ネットワークのデジタル化の工事でございますけれども、委員会に 1 度提出して、その後入札手続等に誤り等がありまして、1 回入札を取り下げたところでございます。その後、条件等も見直すなどして入札に付したところでございますが、1 回目の入札で応札者がなかったということで、その後さまざまな検討を加えて、2 回目の入札も先般実施したところでございますが、これもまた応札者がなかったという状況でございます。今後また応札できるような形を考えまして、入札してまいるところでございます。

○嵯峨耆朗委員 ということは、最初から含めて 3 回目の不調ということでもいいのですか。

○小向総合防災室長 2 回です。

○嵯峨耆朗委員 1 回目は取りやめたのですね。以前も説明を受けていましたけれども、

変更して対応したにもかかわらず入札者がなかった。1回目の入札がいつで、2回目がつだったのでしょうか。

○小向総合防災室長 1回目の入札が7月の末、そして2回目の入札が10月の最初という形でございます。

○嵯峨耆朗委員 10月の最初という話ですが、入札は恐らく、きのうではないですか。

○小向総合防災室長 10月6日に入札を実施してございます。

○嵯峨耆朗委員 前段で慎重にやったはずだったと思うのですが、入札を1回やめて、そして2回目もなかった、3回目もなかった。これはなぜだと思っていますか。なぜなのでしょう。多分、珍しいですよ。そうでもないですか。理由をどう考えているか。

○小向総合防災室長 この工事につきましては、大きく分けて、従来の電波からデジタルに変換するという工事と、あとはネットワーク化ということで、県と各消防本部、市町村の消防本部をつなぐという、二つの大きい形の工事がございます。そのうち、入札担当のほうで調査をしたところ、1回目の入札の際にはネットワークの工事に際して、消防本部とのつなぎ込みといった部分に、負担等に明確性がないというような意見があったとというふうに聞いてございます。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。負担等に明確性がないということで取りやめになって、不調になって、そしてその指摘を受けて、負担に明確性があるように改善して入札したのですよね。それでもなかったということはどういうことなのですか。

○小向総合防災室長 10月の入札につきましては、現在また入札担当にお願いいたしまして、どういう形で応札できなかったのかということ調査していただくということにしております。その調査結果を踏まえて、対応してまいりたいと考えています。

○嵯峨耆朗委員 先ほど小向総合防災室長が言った、市町村が既に導入しているシステムがそれぞれ違うのだそうですね。デジタル化しているところもあれば、まだそこにいないところもあるし、しかもメーカーもそれぞれ違うと。それによってデジタル化していないところはデジタルにする経費もかかるし、そして県がどういうところを導入しようとしているかわかりませんが、同じメーカーであればスムーズにつなぐことができると、違ったメーカーであれば、何が必要かわからないけれども、何かが必要となる。ということは、それぞれの広域で導入しているシステムによって負担割合が違ってくるといことですよ。それが負担の不明確さというようなことで出てきたのではないですか。違いますか。

○小向総合防災室長 県の仕様としては、ここまでの工事という形で明確に示しているつもりなのですが、いわゆるつなぎ込みの形を、県ではここまでという形で、ここまでの工事をしていただければいいわけですが、その工事とあと市町村の機械に対するつなぎ込みを負担させられるといたしますか、そういう懸念、意見といたしますか、そういった不明確さがあるのではないかとというようなことが1回目の入札の調査の中で話があったと聞いております。

○**嵯峨老朗委員** では別の角度から伺います。もちろん規模によっても金額は違うのでしようけれども、先ほど指摘した広域消防ですか、それぞれのシステムが、それぞれレベルが違うのと、メーカーが違うことによって負担割合が違ってくる、それは変わっていないのではないですか。どうなのですか。それは、この入札はそれぞれ規模に応じて負担割合に公平性があるというふうな状態なのですか。つまり、さっき言ったとおりですけれども、市町村の負担に不公平な感じを市町村は感じているといった部分は改善されたのですかということですか。

○**小向総合防災室長** 県の工事としては、1回目の入札でそういう指摘があったことで、2回目の入札では県の工事の範囲を明確にしたということでございます。あとはつなぎ込み云々という部分については、市町村に対応をしていただくということで、県の工事としてはここまでですという形で明確にして入札したと考えております。

○**嵯峨老朗委員** そうだとすれば、市町村は負担が違うのだから、県の工事を勝手に明確化されても困るわけです。ある意味では県の都合で工事をやろうとしたでしょう、違いますか。その状況によって負担割合が相当違ってくるわけです。県の工事の割合は、それは市町村には関係ない話であって、実際に同じシステムで県のシステムとつないだ場合に、市町村や広域消防は、負担が違うということで不満があるのではないですか、違いますか。

○**小向総合防災室長** 県の工事の範囲ということを確認しておりますし、これについては、従来から市町村とシステムの検討委員会というものをつくり、運用してまいりました。その中でお話ししてきたというふうに県のほうとしては認識しているところでございます。

○**嵯峨老朗委員** では、小向総合室長は現場の声を聞いていないのだと思うのです。市町村からすると、最初は県の説明は、メーカーの違いによる負担増、そしてデジタルにかえる部分の負担増も含めて、県が見ますよという話で進めたというふうに聞いています。ところが、いざそうなると、今言ったとおり、県の工事はここまでだと、つまり裏を返すと、あとのつなぎの分は全部市町村で負担してくださいということでしょう。今の説明だと、つなぎにかかわって、市町村の入れているシステムとか、さまざまなものによってかかった経費については、どうぞ市町村で負担してくださいということですよ。

○**小向総合防災室長** 先ほど申し上げたような委員会等におきまして、その辺は明確に県では示してきております。そういう形で進めていると県は認識しておりますし、市町村に対しても、先般各消防等を巡回いたしまして、そういった説明もしているところでございます。

○**嵯峨老朗委員** 私の考えですが、なぜ応札者がなかったかという、県が工事する範囲を決めたと言うけれども、実際に市町村でつないでいる部分、その負担の部分が、メーカーにはその部分が実際に県で想定している範囲以上にかかるのではないかという不安があるのではないですか。だから、恐らく応札されないのだろうと思うのです。今言ったように明確にしていると言いますが、県が見積もりして、それが実際にいざやってみた場

合にもっとかかる可能性があるというふうに受け手が考えているのではないですか。だから、応札がないのではないですか。

○小向総合防災室長 いずれ2回目の入札に関しまして、現在応札がなかったという部分の理由について調査をすることにしておりますので、今委員御指摘の部分があるのかどうかという部分についても、調査の中身を見させていただきたいと思います。

○嵯峨老朗委員 ぜひ精査してみてください。

それでは水門、陸閘とか、遠隔操作の部分です。これは総務部にはかかわらないのかちょっとわからないのですけれども、農林水産部と県土整備部が所管しています。何か、それぞれがばらばらにやっているように感じるのです。例えば防災担当がかかわるとかというのはないものなのですか。どうなのでしょう。参考までの質問です。

○小向総合防災室長 水門の遠隔操作の関係とこのデジタル化というのは、特段関係が深いわけではないということですので、それぞれ独立した形での入札執行になると考えています。

○嵯峨老朗委員 それはそのとおりだと思います。それと切り離して考えてもらいたいですけれども、水門、陸閘等は農林水産部と県土整備部とまたがっています。でも、同じような遠隔操作というのをしますよね。水門と陸閘の差を実はよくわかっていないのですが、そのシステム等について、両部にまたがってどういうふうにできるのか、調整する必要はないのかと思って聞いているだけです。関係ないと言えばそれでいいのです。

○小田島総務部長 水門、陸閘、いずれ農林水産部と県土整備部との間でそれぞれ行われているいろんな復旧工事等について、必要な調整についてはそれぞれのところで調整をしていただくということですので。例えばそれについて総務部がこういう形でやったらいいのではないかというような調整に入っているという、そういう仕組みでやっているものではございません。

○小野寺技監兼副局長 きのう、一般質問でも県土整備部長の答弁がございましたけれども、水門、陸閘について、まず陸閘というのは、川とか水路ではなくて道路、自動車なり人がそのまま堤防を乗り越ししないで、くぐっていけるための門扉でございます。それで、消防団の方が多く犠牲になられたということもございまして、津波とかの際に海側に向かうという行動をとらなくてもいいような形で、常時閉めておいても可能なところは常時閉めておいて、手をつけないようにしようということもございます。

それから、どうしても操作が必要な部分については遠隔操作ということですので、今私が余り正確なことを責任ある立場で申し上げにくいところではございますけれども、遠隔操作も大分費用もかかりますので、できるだけ数を減らそうという取り組みも、それは県土整備部と農林水産部で協議をしながら進めております。最終的には、操作の一番もとになる基盤は、恐らくそれぞれの市町村の消防署に置く形になるかと思っておりますので、そういった意味では全く独立した形ではなくて、統合した制御が当然なされるものというふうに考えております。

○小田島峰雄委員 補正予算4号に係る米価下落の貸付金でございますけれども、5億円を貸し付けて当該年度に収入5億円を計上しておりますが、中身を御説明いただきたい。償還期間が幾らになっているのか。当該年度の収入になっていきますから、5月末日までに償還を求めているのかなと思いますが、確認のためにお聞きします。

○五月女財政課総括課長 貸付金につきましては、償還期間については来年の6月までとになっておりまして、予算としては今年度の予算になっておりましたので……。

〔小田島峰雄委員「もう一度説明願います」と呼ぶ〕

○五月女財政課総括課長 来年度の6月までが貸付期間と。7月でした。7月末までが貸付期間という形になっております。

収入は、当然今年度収入をもらうわけですが、来年度予算でまた改めて予算を措置したいと思っております、そこは一度今年度返していただいて、また来年の数カ月分については、改めて予算措置をするというような形です。

○小田島峰雄委員 来年分は来年分で予算措置になるということですね。わかりました。総務委員会の所管ではないからこの中身についてはお聞きすべきではないかと思いますが、6月までの償還期間とおっしゃいましたが、これは農林水産部の所管ですので、別途お聞きします。

○岩崎友一委員長 ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかにないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第34号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木防災消防課長 議案第34号財産の取得に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。議案（その2）の117ページをお開き願います。なお、説明につきましては、便宜、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

この議案は、防災ヘリコプターの取得に関し、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、取得しようとする財産について御説明申し上げます。現在の防災ヘリコプターひめかみでございますけれども、6の取得する理由に記載のとおり、平成8年度の運航開始以来18年が経過するとともに、飛行時間も6,000時間を経過し、老朽化が進行していることから、同ヘリコプターを更新整備するものであります。

2の取得する目的は、航空消防防災活動の用に供するためでありまして、3の取得する財産は、種別が航空機、名称及び数量はヘリコプター本体に救助用ホイス装置等の航空消防防災活動に必要となる装備品を装備し、消防防災仕様としました防災ヘリコプター一式、予定価格は税込みで18億2,520万円であります。

4の契約方法等でありまして、一般競争入札により、三井物産エアロスペース株式会社から、納入期限を平成28年3月24日として取得しようとするものであります。

取得の方法につきましては、5のとおり買い入れであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木博委員 契約の相手方が三井物産エアロスペースですか。それはわかりましたけれども、購入する機材は決定しているのですか。

○佐々木防災消防課長 購入する機材でございますけれども、入札参加申請の際に、応札物品仕様書というものを提出していただいております。それによりまして、イタリアの会社でございますけれども、アグスタ式のAW139というヘリコプターになるということでございます。

○佐々木博委員 要するにベルではないということですね。どうなのですか、機材がかわって、操縦だとか、今までずっとベルで運航されてきたわけですがけれども、特段支障はないものなのでしょうか。

○佐々木防災消防課長 機材はかわりますけれども、特段、防災航空隊の活動に支障はないと考えてございますし、AW139につきましては他県の防災ヘリコプターの更新の際にも、何機か導入されていると聞いてございます。

○岩崎友一委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかにないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 121 号消費税 10%への引上げ反対の意見書提出を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**小向税務課総括課長** 受理番号第 121 号消費税 10%への引上げ反対の意見書提出を求める請願について御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元にお配りしております資料により説明させていただきます。

いわゆる社会保障と税の一体改革法により、消費税法及び地方税法の一部改正がありまして、消費税及び地方消費税は、説明資料の 1 の (1) に記載されている表のとおりに引き上げられて、平成 26 年 4 月 1 日から税率 8%に、平成 27 年 10 月 1 日から税率 10%になるものとされております。

なお、税率の引き上げに当たり、附則が設けられておりまして、経済への配慮として、経済状況などを総合的に勘案し、引き上げの停止を含め、所要の措置を講ずるものとする、いわゆる景気条項の規定が整備されているところでございます。

2 の要望等の状況でございます。このことに関する国への要望状況であります。全国知事会では、税率 10%へのさらなる引き上げを行うことが必要であり、そのためには、着実に経済状況を好転させなければならない旨、述べております。また、本県からは、消費税増税の最終判断に当たっては、被災地の経済実態を的確に把握した上で、慎重に判断するよう要望するとともに、被災地の経済の落ち込みや復興のおくれを招くことのないよう、被災地に実効性のある対策を講じることを要望しております。

以上で説明を終わります。

○**岩崎友一委員長** 本請願に対し、質疑、意見はございませんか。

○**久保孝喜委員** 今説明のあった国に対する要望等の状況、全国知事会が税率 10%への前向きなといいますか、前がかりの意見を表明しているのですが、こうした全国知事会の意向について、本県知事は何らかの意見表明をされたのでしょうか。

○**小向税務課総括課長** 全国知事会の意見はそのとおりでございますが、それに対して本県の知事が直接的に意見を述べたというふうなことはないかと承知しております。本県は、被災県という立場から、本県独自の声として、先ほど説明申し上げました、被災地の経済実態等を慎重に判断するよう要望という形で声を上げているというふうに承知しております。

○**工藤大輔委員** 全国知事会の提言の中では、今久保孝喜委員が話をされたとおりであり、全国知事会を含めた地方 6 団体等では、同様の提言等何らかまとめて、国への申し入れ等をどのようにやってきたのか、把握されていればお示してください。

○**小向税務課総括課長** 大変恐縮でございますが、他団体、あるいは全国のそれぞれの状

況は、個別には手持ちの資料としてはございません。

○岩崎友一委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「不採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 今不採択という声がございますが、採択という声はございますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 それでは、本請願については、採択と不採択の意見がございますので、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第14第1項の規定により、委員長において本案に対する可否を決定いたします。

本案については、委員長は否とすることに決定いたします。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、出納局から源泉所得税等の自己点検について発言を求められておりますので、これを許します。

○菅原会計管理者兼出納局長 源泉所得税等の自己点検について御説明申し上げます。お手元の資料、源泉所得税等の自己点検についてをごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページの箱囲みのところでございますが、県では現在所得税法に定める源泉徴収が適切に行われてきたか自己点検を行っております。これは、西日本を中心とした他県等で発生しております事案を受けて、盛岡税務署から調査依頼があり、点検結果を10月31日までに回答するよう求められているものです。

現在全庁調査を行っている途中ですが、委託料等の支払いに際し、源泉徴収していなかったものが一部で確認されております。

なお、調査結果につきましては、取りまとめ次第、別途御報告いたします。

1の調査項目等のところでございますが、(1)、第1に、個人事業主でございます測量士、建築士などに料金等を支払う場合、適切に源泉徴収しているかを平成22年1月1日以降について調査をするものでございます。そのほかに3項目ございますが、調査の主眼は1の(1)であると捉えてございます。

なお、(2)と(3)の調査内容は、最近の制度改正に伴う源泉徴収が、改正後の制度にのっとって正しく税額計算されているかという確認について求められているものでございます。冒頭申し上げましたとおり、支出科目が委託料や役務費といった場合に、源泉徴収をしていないケースが見受けられるわけでございますが、2の調査後の対応のところでございますが、源泉徴収をしていなかった額が確定次第、まずは当該未徴収の額を税務署

に自主納付いたします。その後、税務署の指導により延滞税及び不納付加算税を納付することになります。

2 ページに参りまして、源泉徴収をしておらず料金等が過払いとなっている個人事業主に対しましては、経緯を説明の上、源泉徴収不足額の県への返還を求めるとともに、確定申告により納付済みのものについては、税務署に所得税の還付請求を行うよう依頼することになります。これらの仕組みについては3 ページに図解してございます。

3 ページの参考資料をごらんいただきたいと思えます。三つの図のうち、一番上が正規の手続きでございまして、給与、報酬、報償費、旅費といった費目につきましては、このとおりきちんと源泉徴収をしておりました。

ただし、2 番目のほうであります、役務費、委託料等の一部であります、これについて源泉徴収をしていなかったものが確認されているものでございます。ただ、個人事業主は、税務署に対しまして確定申告をいたしますので、1 の場合でも2 の場合でも、税務署には所定の国税が納付されているということになります。

3 番目の図は、今回の源泉所得税の納付を是正する上でのやり方でございます。①、徴収不足となっております源泉所得税を自主納付いたしますとともに、延滞税と不納付加算税を県から税務署に納めることになります。個人事業主に対しまして県から返納請求を行いまして、過払い分を返納していただきます。これにより税額に変更が生じますので、個人事業主から税務署に対して所得税の更正請求等をしていただきまして、源泉所得税相当分の還付を受けていただくというような手続になるものでございます。

2 ページにお戻りいただきまして、点線で囲んだ部分でございます。なぜこのような手続をしなければならないかということですが、税法上、確定申告により納税されていた場合であっても、納税の手順が違っていた場合には、源泉徴収義務者が改めて手続どおりに納税しなければならない、そういった制度になっているものでございます。

次の(3)でございますが、今回の税務署からの照会直後に他県で発生した事案に基づきまして、注意喚起の通知を発しております。また、税務署主催の研修への参加周知を行ってございますが、今回の事案が生じた原因を調査し、再発防止に努めたいと思っております。

3 のところですが、源泉徴収の有無が違っていても、県の支出額には変更がございませんので、過去の決算数値に影響を及ぼすものではございません。

4 でございますが、税務署に県が納付いたします源泉所得税の額は、個人事業主から県への返還金により充当される見込みでございまして、県の負担は、延滞税及び不納付加算税の部分となります。

最後に、他県等の状況ですが、既に調査が終了し、ホームページなどで公表されている分でございますが、現時点で5カ所の国税局、それから26 地方自治体で同様の事案があったことを確認してございます。具体的な金額など詳細につきましては、調査結果を取りまとめ次第、改めて御報告いたしますが、今後とも適正な会計事務処理に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○**岩崎友一委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**嵯峨耆朗委員** 岩手県公契約条例早期制定に向けての請願というのを平成 24 年 9 月に総務委員会で、総務部が所管するという形で採択されています。こういったものを受けた場合に、私は総務部のほうで条例を制定するのかなと思っていたのですが、最近気がついたのですけれども、商工労働部でやっているのですか。こういうものというのはどういうふうに区分けして、どういう基準でそうなるのか、不思議だなと思っています。参考までに説明願います。

○**山崎入札課長** 公契約条例に係る担当部署ということでございますけれども、平成 24 年 10 月 10 日の総務委員会におきまして、公契約条例制度に係る請願が 2 件採択されました。本条例の関係につきましては、当初のときには総務部総務室ということでやりましたけれども、これは要望請願等の受け付け窓口として割り振られたものということで、条例の検討に当たっては別途検討することとされていたものでございます。

公契約条例の対象業務は、先進事例では、一定額以上の建設工事のほか、庁舎・設備等の管理業務としておるのが一般的でございますけれども、総務部におきましては建設工事の入札業務については所管しているものの、落札決定後の契約行為等については所管していないということ等も踏まえまして、また 9 月議会で採択された中身の経緯を踏まえまして、条例を所管すべき部局を庁内で調整した結果、当時の公契約条例につきましては、労働者の雇用、労働条件の確保を図るものといったニュアンスが大きかったということ等もありまして、労働行政を所管している雇用対策労働室が所管することとなったものでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 今の説明で、請願を受けて、それを総務部に振り分けたのを総務部がやったという話ですが、それは誰がそう振り分けるのですか。

○**小田島総務部長** お受けをした請願について、総務部のほうで全庁的にどういうところで条例制定をするべきかということについて検討した結果、内容等について商工労働観光部で所管することが適切であろうと判断したものでございます。それは、請願を受けた総務部が検討したという立場の総務部ではなくて、全庁の中でどこで所管するかということ振り分ける事務の組織等を担当する部局として総務部が判断をしたということでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 請願の内容を受けて、その条例制定の趣旨を踏まえて、商工労働観光部にという話ですけれども、これは既に総務部に審査を振り分ける段階で見ているはずですよ。請願が採択されたから内容を見ているわけではないと思うので、先ほど説明された、総務という説明も含めてですけれども、もう既に請願を受けた時点で内容を見て、これは商工労働観光部ではないかとわかるのではないですか、違いますか。

○**小田島総務部長** 請願を受ける段階で、要望、請願の受け付け窓口として適切などころで当然受けるべきものでございます。そのときの判断としては、公契約条例の対象業務等

について、先進事例等も見ながら、先ほど入札課長が申し上げたのですが、一定額以上の建設工事のほかに、庁舎とか設備の管理業務等を対象としているというようなこともあり、総務部で所管したものを受け付けたものでございます。その後さまざま検討していく過程の中で、あるいは請願の趣旨等もまた踏まえつつ、より吟味をして、振り分けをする際に、先ほど申しあげましたとおり、労働関係の内容等のニュアンスが大きいということで、労働行政を担当している雇用対策労働室を所管する商工労働観光部に振り分けされたというようなことでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 今、当時の請願を見ているのですけれども、もっとトータルな内容ではないですか。労働者を保護するとか、環境どうこうとかというものというふうに読めないと思うのです。だから、多分当初受けたときに、総務的な判断をしたから総務部で審査をしたのではないかと思っているのです。どう読んだら、この請願内容だけ見て雇用者の云々かんぬんというふうに、商工労働観光部となるのかわからないです。例えば、請願を見ると、県民生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的にという目的が出ています。確かに労働条件の改善、職場の安全も出てきますけれども、事業の質を向上させ、地域経済の健全な活動を図ると。契約の公平性とかですね。そういったところに重きがあるわけで、決して雇用とか労働だけに限ったものではないと思うのです。それからすると、そういうふうなセクションを商工労働観光部に持っていくことによって、せっかくのもっとトータルな条例制定というふうな請願者の要望が矮小化されてしまうような気がするのですけれども、それはどうなのでしょう。

○**小田島総務部長** 請願の趣旨等は、今委員御指摘のとおりでございまして、中心となりますものは、労働条件だとか、職場の安全もございまして、幅広に確かにございます。ただ、そのコアになりますのは、地域経済の健全な発展を図ることが、ひいては県民生活の向上と福祉の増進に寄与するというような形になってございます。そういうことについて内容を吟味していった結果、商工労働観光部であるというふうに判断をしたものでございまして、労働条件だとか雇用だけに限定して捉えたものではございません。地域経済全体の発展について所管をする場合に、一番ふさわしい部局に検討してもらうことが適当であろうということで判断したものでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 大体わかりました。請願者の意をその後聞いたりして調整したのでしょうかけれども、受ける段階で吟味しながら、適切などころに最初からやっていたら問題なかったのかなという気がします。ぜひ慎重にお願いしたいと思います。

○**工藤大輔委員** 今の嵯峨委員の質疑のやりとりを聞いて、私も思ったのですが、請願が出て中身を見ながら賛成した立場として、確かに労働行政に限ったものではないかというふうな思いを強く持っておりました。他の自治体の条例に取り組んでいる状況の視察等もしてきた中で、契約関係にかかわることという割合が非常に大きいというふうな思いも持っています。

それで、私はあの請願について、請願者から出されて議会として通したわけですが、そ

れを踏まえて、では岩手県としてどのような公契約条例をつくっていくかということが大事だと思うのです。必要性は県でも感じていたと思います。きっかけとして請願が議会で通って、そしてつくっていく必要性をまた共有できたと思うわけですが、最初のそういった振り分け方、今の部長の答弁からすれば、どうも労働行政中心とした条例が制定されるのだろうというふうな感じにも受けとめられるわけです。私はそうではなくて、きっかけとしてはそうだったけれども、岩手県として、ではどういう条例にしたいのだということが最終的に必要だと思うのですが、それについてはどのように思っているのかお伺いしたいと思います。また今後条例等がまとめられてきた際には、審査される場所はどこになるのか伺います。

○**小田島総務部長** 今委員の御指摘のとおりでございます。私が先ほど申し上げたのは、主として中心となるものが雇用だったり労働だったりとしつつ、経済発展にそれが結びつき、そしてさらには県民生活の向上、あるいは福祉の増進に寄与するというような要旨とした請願であるということの内容を吟味した結果、それを商工労働観光部に付したということでございます。どのような内容の条例にするのかということにつきましては、その都度議会にもお示しをしながら、商工労働観光部におきましてどういう形の条例にするかを検討しているところでございます。

内容にどの程度まで幅を持たせるのかということとは、さまざまな公契約条例の先進県の事例なども参考にしながら今検討しているということについては、私どもでも承知をしておりますので、この条例の内容にどういったものを盛り込むのかというのは、議会の御意見も頂戴しながら、今後固めていくということになるかと考えてございます。

所管についてであります。この条例の所管部局については、商工労働観光部において行うということになるものと考えております。

○**工藤大輔委員** それらを審議していく等の場面については、常任委員会で言えば商工労働観光部だということになるわけですね。

○**小田島総務部長** そうでございます。

○**工藤大輔委員** 今後は、商工労働観光部と、そして請願は総務委員会で議論して通していったという中で、議会での進め方の経緯も含め、付託されてから審議を踏まえての経緯も踏まえて、その辺もう一度、どのように捉えて判断をし、今後商工労働観光部で所管をし、議論されていくというふうにされたのか、改めてお伺いします。

○**小田島総務部長** 平成 24 年に、総務委員会におきまして採択された請願だというふうに承知をしておりますが、その経過等については、先ほど述べましたとおり、受けたのは窓口としてさまざまな管財的な観点からだとか、そういうこともあり、この総務委員会で議論していただいたという形になったわけですが、その後、さまざまな検討を受けながら所管部局を商工労働観光部に担当課を移したということでございます。

条例を受けた窓口と、それから検討する部局が商工労働観光部となったことによって、商工文教委員会で議論をするというように変わるわけですが、いずれにして

もさまざまな形で、委員の皆様方の御議論をいただく形で、今手続を進めておりますので、その部分については、よりよい公契約条例にするように御意見をいただければと考えております。

○佐々木博委員 先ほど説明があった源泉所得税について伺いたいと思います。資料を見ますと、今、26 団体ですか、随分多いなと思いますが、実はなるほどなと思いました。民間企業であれば税務調査というのがありますから、こういう間違いがあればそこで指摘されるわけでありますけれども、県は税務調査がないでしょうから、こういったことで今まで間違いが放置されてきたということだろうというふうに思います。こういったいわゆる士業ですね、士業の方々に対して委託費を支払うときに、源泉徴収するというのは、極めて常識でありまして、これは全く初歩的なミスですよ。今一部だというお話でしてけれども、一部というのはどの程度なのか、パーセンテージでお示してください。

○菅原会計管理者兼出納局長 ただいま各部局からの回答を集約し、またその回答の誤りなども見受けられますので、精査中でございます。金額については、この場ではお答えしかねる状況であります。

○佐々木博委員 全部間違っていたということではないですね。

○菅原会計管理者兼出納局長 全部が間違えていたということではなく、適正に源泉徴収していたものもあると確認してございます。

○佐々木博委員 私は、それがもっとよくないと思うのです。要するに、同じ業務が担当によって統一されていなかったということですよ。周知徹底されていないということ。こういった初歩的なことが、いつまでも放置されていた。しかもそれが担当の部署によってまちまちであったということが、やはりよくないと思います。こういった業務の指導徹底というか、あるいは研修とか、そういったことは行われているのでしょうか。例えばこういった税務の関係は、どうなのでしょう。

○小原指導審査課長 今回、8月27日に、盛岡税務署から公文書で知事宛てに、今回の調査の依頼がございました。それを受けて、直ちに他県等で起こっている事案について、どういう原因で間違っているのかというような資料を取りまとめまして、9月1日に全庁に周知をしております。

なお、先ほど委員から御指摘があったように、初歩的なミスということでございますけれども、今確認できているものに限られますけれども、例えば士業の関係で、建築工事の入札に伴いまして、いわゆる法人と個人が混在した形などでの入札で、たまたま落札者が個人であったと。例えば何々設計事務所というところが落札したような場合の業務委託契約において、いわゆる制度の誤認がありまして、その源泉徴収が必要ないというふうに誤認したまま長年そういう制度でやってきたということが確認されてございます。

それで、西日本の他府県等で同じような事案が多発しておりまして、先行して調査している府県等におきましては、もう既に県あるいは市区のホームページ等で、具体的な延滞税であるとか、不納付加算税についても公開されております。そういう事案を分析して

みますと、本県で今確認されているものと同じように、制度の誤認があったということが確認されておりますので、なぜ長年にわたってこういう事態が続いてきたのか、所得税法の理解が足りなかったということについて、担当として深く反省をしております。今後こういうことが起きないように税務署に協力を得ながら、きちんと制度を理解しまして、簡易な、担当者が間違わないような事務処理のマニュアル等も整備しながら、適正な会計処理に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木博委員 それで調査項目の（４）に、支払調書の問題もありますね。これは支払調書を出しているのですか。

○小原指導審査課長 支払調書のお話が出ましたけれども、今確認されている源泉徴収をしていなかった事案については、支払調書が提出されておられませんので、今回の調査を受けまして、提出されていないものもきちんと整備をして提出することにしております。

○佐々木博委員 この報酬だけではなくて、例えば支払調書、地代だとか家賃なども、例えば県で借りていて払っていれば、支払調書を全て出さなければいけないことになっていきますよね。これはきちんとされているのでしょうか。

○小原指導審査課長 通常の支払調書、これ以外にも例えば講師の謝金でありますとか、そういうものについては支払調書を法定期間である翌月の 10 日に 1 カ月分を取りまとめて整理をいたしまして、そういうものはきちんと出しているものでございます。ただ今回、先ほども申しましたような事案について、一部源泉徴収すべきもので、制度を誤認して取っていなかったものについては、先ほど答弁したとおり、本来出すべき支払調書が未提出のものがございますので、そこはきちんと精査をした上で、所得税法で求められているとおりのフォローをしていきたいと考えております。

○久保孝喜委員 この件について、重ねてお聞きしたいのですが、議会において不正経理問題で 2 年にわたって決算が不認定になったという過去がございます。その際に言われていたのは、全ての事務についてコンプライアンスも含めて洗い直しするのだと。もちろん不正だとかと言われるようなことがあってはもちろんなりませんし、今回のように、今の質疑の中でやっと見えてきたのですが、単純な間違いだとか、部局によって違うとかということなどの実態は、まさに不正経理問題のときに言われた全庁的な洗い出しの中で、本来は既にピックアップされてよかったはずの中身ではなかったのかという疑問がわいてきたのですが、その当時の取り組み等はこの事案の性格と全く違うのか、枠の外だったのかどうか、そこをまず説明をいただきたいと思えます。

○小原指導審査課長 過去の不適正事案などを踏まえて、事務の洗い直しという部分で、きちんと精査、確認できなかったのかというような質問でございますけれども、今回確認されているもので、多いと認識しております建築、設計業務委託のような契約案件につきましても、まさに所得税法の制度開始以来から、全くその部分については必要はないというふうに誤認をしていたというふうに確認してございます。

それ以外の部分については、日ごろから制度改正があるたびに、県の審査業務要領等を

改正いたしまして、その中で審査業務、資質審査に当たって、留意をする事項につきましては、その都度、改正をして、適正な業務が図られるよう担当部局を指導してきておりましたけれども、先ほど申したとおり、委託の部分につきましては、まったくノーマークといえればあれなのですけれども、そういう制度になっていないという誤認のまま、今まで運用してきたというのが実情であります。

○久保孝喜委員 結局、前回の不正経理問題のときの、今後そうした事案が発生しないようにと言った、全庁的な洗い出しの中では、当然今回の事案はピックアップできなかったということなわけですね。そこを明確にしてください。

○小原指導審査課長 その中ではピックアップできなかった事項でございます。

○久保孝喜委員 そういうことになれば、今回の説明の仕方も、今のやり取りを含めて非常に問題があると思っています。事案が発生しましたという説明にはなっています。ところが、その事案がどういう性格を持っているかということは、今までのやり取りも含めて、全く触れていない。つまり原因については、これから調査しますと言っていますが、既に見つかっている事案があつて、なおかつ他府県の実例も既に公表されていて、しかし私たちに説明するときのペーパーには、どういう性格によってこの事案が発生しているかについては全く触れていない。こういう説明というのはありますか。私は不誠実だと思います。しかも、不正経理問題のときに、不適切な事案が今後生じないように全庁的にやるといったあげ句の話ですから、今お認めになったように、その時点でも洗い出すことができなかつた事案ということになってしまえば、なおのこと、これは全庁的な問題として、非常に大きいものがあると思います。

時間がないので、そのことを指摘した上で、県の実質的な負担というところで、延滞税及び不納付加算税というものが出てきますが、これは他の7府県の実例によればおよそどれぐらいというふうに想定できることでしょうか。

○菅原会計管理者兼出納局長 他県の状況で、私どもが知り得ているものに限られますが、源泉徴収の不足額が一番多かったのが奈良県でございます。奈良県の場合、徴収不足額が6,080万円余となっております。それにかかります延滞税と不納付加算税の合計額であります。650万円余ということになってございます。

○小田島峰雄委員 今の質問の関連でお尋ねいたします。10月末日までに調査をすると、当然、金額もわかってくると思うのですが、その詳細については、別途きちんと議会に対して報告されるという理解でよろしいのか。それと出た結果に基づいて、至近の議会で補正予算を編成し、提案をするという認識でよろしいかどうか。

○小原指導審査課長 予算編成の部分につきましては、総務部と協議をしなければならぬ部分でございますけれども、とりあえず、現在未納となっている源泉所得税額の確定を急ぎで精査をいたしまして、金額を確定した上で、あわせて今後の支払いの予算措置につきましては、可及的速やかな支払いができるように総務部と協議をしていきたいと考えています。

○小田島峰雄委員 久保委員も指摘されておられましたけれども、こういう事案については丁寧に、きちんと説明をして処理を願いたいと思います。

○岩崎友一委員長 この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○五月女財政課総括課長 午前中に小田島峰雄委員から御質問いただきました、米価下落緊急対策資金の貸付期間でございますが、私のほうで貸付期間は、27年の6月末または7月末と申し上げましたが、正しくは7月末になっています。訂正させていただきます。

○岩崎友一委員長 では、この際発言を引き続き行いたいと思います。

○工藤大輔委員 先般県の中期財政見通し3カ年分が示されたところであります。その中で見ると建設事業費等、平成26年度ベースに大体同等にやっていき、また人件費等もそれに見合うような形で進めていきながらも、かなり財務は厳しいというふうに見受けられます。また、平成28年度には、財源対策基金としても25億円しか残らないということで、それ以降の年度等の不足分の事業費の確保ということも本当に喫緊の課題として、これまで以上に取り組まなければならないというふうに感じたところであります。

そこで、公債費負担適正化計画を策定し、その後進めている中で、対収入増に対する対策というのが平成24年度、25年度、26年度ごとそれぞれ実績等が出ているところでありますが、それらを見ても数百万円から数千万円というところが非常に大きくて、億単位ということを見た場合には未利用財産の売却と、やはりとってきた対策とすれば補助金、負担金の見直しということで、どんどん廃止をしていくと、双方の取り組み等が非常に大きいと思います。これからさらに厳しい状況に入っていく公債費負担、ピークが平成26年度、実質公債費率でもピークが平成27年度と28年度ということで、さらに厳しい形で進むわけですが、この進みぐあいというのは順調なのか。また、新たに何か対策を講じなければならない、あるいは年度ごとの対策をもう少しきっちりと目標数値を掲げながら取り組まなければならないというふうなお考えはないのかどうかお伺いしたいと思います。

○五月女財政課総括課長 公債費負担適正化計画のほうですが、こちら昨年度策定し、今年度に改定いたしました。今回につきましては平成25年度の取り組みがございまして、順調に推移してございます。もとになりますのが、平成32年度に18%を切るということにつきましては何とか進められていくと思います。全体的な財政見通しにつきましては、御指摘のとおり非常に厳しい状況になっておりまして、やはり大事になりますのが毎年度の予算編成の中で、しっかり1件査定という形でやっておりますけれども、無駄なものはしっかり見直して、つけるべきものはしっかりつけるというようなめり張りをしていく中で、しっかり財源を生み出していく。さらには、大きなギャップになりますと、国のほうの財政対策によらざるを得ないところがありますので、そこは本県の財政状況を丁寧に説

明いたしまして、そういった地方財政措置がしっかりととられるように、ここはしっかりと要望してまいりたいと思っています。

○**工藤大輔委員** 財源対策基金の取り崩しも平成26年に129億円、平成27年に236億円、そして平成28年に272億円と、国体開催もあるということもあって、これから上がっていく。

一方で、先ほど言いましたとおり、残高が25億円になってしまう。そうすると、翌年度以降の対策、ほかの財源確保ということが一気に困難になると思いますが、それ以降の年度、平成29年度等を含めて、今考えられる対策としてどのような対応がまずとられるべきなのか、また県としてできるものなのかお伺いします。

○**五月女財政課総括課長** 歳入確保の取り組みとしましては、税収のさらに調整分を頑張るですとか、そういった取り組みをしつつ、またあとは未利用資産の売却等を進めていく必要があると思いますけれども、各年度の財源につきましては、例えば今年度ですと実質収支といいますか、予算を実際に執行した後に、いわゆる執行残が現状で260億円ほど出てございます。そういったものが来年度以降も一部生じるだろうという、そういった面もありますけれども、やはり各毎年の取り組みで対応すべきところは徴税努力をしっかりとやるということと、売却というところがありますけれども、あとは歳出のほうで補助金の見直しですとか、そういった毎年度やっている見直しを引き続きやっていくということ、そういったものを積み上げていくしかないと思っております。

○**工藤大輔委員** そのとおりなのですが、適正化計画の中で対策等を講じながら、示しながら進んでいると思いますが、私が聞きたいのは、平成26年度に533億円ある基金が、3カ年でもう25億円しかなくなってしまうということで、それぞれ対策をとっても数百万単位の、数千万の単位で積み上げても、それほど何百億円という形になるのはかなり大変だというふうな思いがします。ある県有財産の処理も含めて、例えば内々にはあるかと思いますが、どのくらいこの年度は売却額を目標にするかなど、より計画的に目標数値を決めて、詰めてやる必要があると思ってお伺いしたところでありますので、その所見についてお伺いします。

また、適正化計画の中で、東京電力に対する損害賠償請求も記述をされております。先般9月1日に情報提供があったわけですが、原子力損害賠償紛争解決センターから和解案の骨子が提示をされました。1から6項目、測定経費、その他まで、そして人件費など大きく認められた分と、なかなかそうでなかったところが見受けられますが、県は紛争センターの和解案骨子についてどのような評価をされているのかお伺いしたいと思えます。

○**五月女財政課総括課長** 財源の対策の取り組みですが、委員御指摘のとおり、やはりこのままでいきますと、財政対策基金が枯渇するような状況になってしまうということで、それを未然に防ぐといえますか、そうならないような対策の必要があり、先ほど申し上げたような取り組みがあります。御指摘を踏まえまして、さらに精査をさせていただいて、

具体的にどういう対策があるかというのはしっかりと積み上げて対策を考えたいと思っています。

○**工藤放射線影響対策課長** 東京電力への損害賠償請求についての和解、仲介の申し立てをしておりました原子力損害賠償紛争解決センターからの和解案骨子の開示についてでございます。東京電力に対する損害賠償請求につきましては、平成 23 年度と平成 24 年度分の請求額 47 億 4,000 万円余のうち、東京電力が直接交渉で支払いに応じた 41 億 1,000 万円余の残りの費用 6 億 3,000 万円余について、原子力損害賠償紛争解決センターに 1 月に和解、仲介の申し立てを行って真摯に対応してきたところでございます。同センターから正式な和解案の提示に先立って、和解案骨子が開示されたところでございまして、議決いただき、申し立てしている案件でもございますので、情報提供を先にいただくところでございます。

この和解案骨子は、正式な和解案ではありませんので、正式な和解案において、さらに県の主張ができるだけ認められるように主張、説明を尽くしていきたいと考えてございますが、この和解案骨子そのものに対する評価としましては、東京電力が申し立てた理由としまして、東京電力が国の指示等によらず、県の判断で行った測定等の行為は、必要性、合理性がないなどと主張して、賠償に応じてこなかったものについて、国の指示等のいかににかかわらず、原発事故と相当因果関係があると認められた件については損害というふうに認められた内容になってございます。それから人件費につきましても申し立てどおりに超過勤務手当の実績分が認められておりますほか、正規の勤務時間内分につきましても、県が主張したところを受けまして、一定程度認められているというふうに、県の主張する考え方が認められているということは、評価できるものと考えております。ただし、金額的にまだ認められていない部分がございますので、引き続き正式な和解案の提示に向けて主張、説明を続けていきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 私も県、市町村、自治体サイドの独自の事業が認められたということで、これは評価すべき内容であると思います。ただ、人件費のところでは超過勤務分と一部勤務内分が入ったとしても、差額として 4 億 4,200 万円余はまだ認められていないというのが実態だと思いますので、これからさらに詰めていただいて、主張が通るようお願いしたいと思います。一方で、市町村分も同時にあるわけですが、こういった内容について、市町村に対しても意見照会をしながら、顧問弁護士と相談していくことにされておりますが、どのような意見照会の結果であったのかお伺いします。

○**工藤放射線影響対策課長** 36 の市町村、組合、団体等が県と協調して、ことし 4 月までに、原子力損害賠償紛争解決センターのほうに申し立てを行ってございますが、同センターからは、県分の審理を先に進めて、ある程度審理の仕方とか考え方を整理した上で、市町村についての審理を行っていききたいというふうに連絡を受けてございます。

それから、県のほうの審理について、このような和解案骨子が示せるまでの段階に進んだということで、市町村等の分については、基本的に 8 月時点での連絡ですけれども、9

月下旬ごろから審理を始めたいという連絡が来てございまして、現在その審理が進められている状況になると聞いてございます。

そのように和解案骨子につきましては、県と協調して申し立てを行った市町村等の審理にも影響があると考えられますので、市町村等から現意見聞いて、今後の同センターへの主張、説明を行いたいと考えてございます。市町村等からの意見につきましては、現在、集約中でございますので、正確なところについては、お話しはできませんが、総じて、和解案骨子に対しては、全く反対という意見はございません。ただし、市町村分についても県に対する和解案骨子と同じように認められるように、あるいは市町村の個別事情に応じてさらに認められるように、県としても主張ですとか、支援をしてほしいという意見があったところでございます。県としましては、そういった市町村等の意見も踏まえまして、正式な和解案に向けて県の主張がさらにできるだけ認められるように、相当因果関係等について、さらに丁寧に説明していくということに努めていきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** わかりました、ありがとうございます。市町村、団体等の分について、9月下旬以降に審理がされるということで、恐らく県のほうも10月ごろでしたか、正式になっていくそうですよね。県分の正式な和解案が10月下旬ということですので、いずれその状況が、市町村のこれからの審理にかなり影響してきますので、事前の活動を理解してもらえるように改めてお願いを申し上げ、質問を終わりたいと思います。

○**軽石義則委員** 2019年のラグビーワールドカップの取り組みについて、質問させていただきます。

一般質問でも取り上げられておりますし、これまでも多くの質疑が交わされてきておりますけれども、いよいよ今月が開催希望申請の締め切りというところになってきております。これまで釜石市を中心に具体的に取り組みを進めてきているとは思いますが、具体的にどのような状況になっているのか把握されているところがあれば、お知らせを願いたいと思います。

○**森政策監** ラグビーワールドカップ開催地の立候補の関係でございますが、これまで釜石市のほうからお話を受けまして、県も一緒になりまして情報収集や、さまざまの関係団体からの助成の見込みの調査ですとか、ともにやってきたところでございます。今月末の立候補に向けて、釜石市のほうで申請書を作成をし、立候補するというところで伺っているところであります。今後におきましても、作成等の支援等を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○**軽石義則委員** 作成に協力をしていくということでございますけれども、これまでも釜石市だけでは、量的にも、人的にも非常に厳しい環境にあるというお話も受けておりましたし、当初の計画からグラウンド建設に向けての内容も大分変わってきているようにお聞きをしているのですが、その部分についてはどのように把握をされているのでしょうか。

○**森政策監** ラグビーワールドカップの会場として、今度新たに釜石市のほうで施設を建設するというところで計画をしているとお伺いしています。この建設に当たりましては、土

台の部分につきましては、国の復興交付金などを活用いたしまして整備する。そのほかの必要経費、スタジアム建設経費などもかかると聞いておりますが、これについては国のJSCですとか、さまざまな中央団体からの御支援、これをいただきまして、整備を進めたいと考えていると伺っているところでございます。その残余につきましては、残りの負担をどうするかにつきましても今後調整してまいりたいと考えています。

○軽石義則委員 今後調整していくというところが非常に大事だと思いますけれども、当初、市の持ち出し3億円程度という見積もりだったのが、造成にかかる経費がかさんで、11億円程度になるのではないかというふうなお話もあるわけですが、その部分も含めての調整という意味でしょうか。

○森政策監 何しろ復興を進めている上での整備でございますので、釜石市、県とも財政状況が大変厳しいところがございます。例えば国のほうから施設整備に関しまして、残余の分4分の3程度を助成していただけるとすれば、釜石市では5億円から6億円ぐらいが地元負担になるのではないかと推測しているようでございます。その財源をどうしていくのかということについても、今後釜石市とも詰めていきたいと考えております。

○軽石義則委員 ぜひその調整をしっかりとやっていただきたいと思ひますし、全国の動向も把握をされているということでもありますけれども、国会でも、釜石の地名が入った決議が上がっているようでございます。そうすると岩手県としてもさらに力を入れてその後押しを一緒にやっていかなければならないのではないかと考えております。埼玉県では、埼玉県知事が先頭に立って、その誘致活動の運動を展開しているようでございますけれども、それらのような形に岩手県もぜひ持っていただきたいと思ひますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○森政策監 釜石市の立候補に関しまして、本会議でも知事から御答弁申し上げたところでございますが、やはりこの開催が大変意義があるということで、釜石市の立候補を応援するというスタンスで、県のほうも十分な支援を考えていきたいと考えております。

○軽石義則委員 このワールドカップが釜石市で開催されることによって多くの経済効果、100億円以上とも言われているようであります。そういう部分にしっかりと考え方を入れた上で、今後対応していくことが大事だと思いますので、釜石市がやっているということだけではなくて、岩手県と一緒にこれはやっているのだと、オール岩手の体制でやっていくのだということで、県内外に伝わるような取り組みをしていただくことをお願いし、最後に部長からそのことをお聞きして終わりたいと思ひます。

○齋藤政策地域部長 先ほど森政策監から答弁申し上げましたけれども、いずれまだ正式に立候補したわけではありません。それから正直申しまして、不明な点がかかりございまして、釜石市のほうもかなり覚悟を決めて予算なり、スタジアムの規模とか詳細を詰めてもらいたいということがございます。私どもも被災地におけるワールドカップでございまして、場所も鶴住居というところを予定していますが、実際津波で被害を受けて何もないうところで、復興と同時にスタジアムをつくっていかねばならないところでございます。

本当に予定どおりできるのかという、一方でちょっと心配もありますが、そういったところは、市のほうがきちんとした覚悟と決意を持っていただかなければならないと思いますし、県につきましても必要な支援をできるだけ行って大会が成功となるように導いてまいりたいと思います。

○久保孝喜委員 私の最初のお伺いはJ R山田線の問題でございます。復興にとっても非常に重要なインフラである鉄道がまだつながっていないということを含めて、大変大きな課題になって、現在J R側と折衝が重ねられているということです。きょうは、基本的なところを何点か考える上で、前提となる課題、ポイントについてお聞きをしたいと思います。

まず最初に、J R東日本との折衝などを含めていろいろ精力的にやられていることは承知をいたしておりますが、J R東日本側が仮に復旧工事に着手したとして、その復旧工事はどれぐらいの工期になるというふうに見込んでおられるのか、その点をまず御説明いただきたい。

○佐々木交通課長 復旧工事に要する期間というお尋ねがございました。これは一つには、三陸鉄道の場合は、被災から3年で何とか全線復旧という事実はございます。J R山田線の場合は、またその被害状況が三陸鉄道とは異なるということがございますし、あとは今まさしくJ R東日本と協議をしているところでございますけれども、被災していない区間についてもJ R東日本で強化をするというお話がございます。それらも組み合わせさせた形でJ R東日本のほうで工程を組んで、スケジュールを組んでという格好になるのではないかと考えておりますので、なかなか現時点で、県のほうでどのぐらいの期間というのはちょっと把握できかねているというような状況でございます。

○久保孝喜委員 今のお話を解釈すれば、もちろん今の時点で確定的なものは申せないけれども、少なくとも三陸鉄道が3年かかって復旧した、その前後ぐらいの工期というふうな考え方でいればいいのか、はるかにそれを上回るというふうに考えたほうがいいのか、それぐらいの判断はつくのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐々木交通課長 三陸鉄道の場合は、被災直後から復旧をさせようということで、工事の着手が早いタイミングで始まったというのがございます。そのため、今非常に問題になっております資材の高騰でありますとか、作業員の確保という部分では比較的影響が小さかったのではないかと考えているところがございます。今まさしく協議中の案件でございますので、協議が調った後で、そこからということになった場合の状況の違いというのが一つあるのかなということがございまして、どのぐらいという見込みを立てるのはなかなか難しい状況ではありますけれども、被災地の復旧、復興ということを考えますと、一日も早く何とか復旧していただきたいという思いは強く持っているということでございます。

○久保孝喜委員 工期はまだわからないということですね。

今お話のあった点ですが、従来から取りざたされているようにJ R山田線の被災された

部分と被災されていない部分について、当然折衝に入って、大体の詰めができる段階、あるいは折衝と同時並行でもかまわないと思うのですが、住民の側からすれば、あるいは県の立場からしても被災されていない線区について、先行着工できないのかということは、誰もが考えることなわけです。今のJR東日本との折衝の中で、そういう先行着工みたいな話は具体的に俎上に上っているのでしょうか、その点を教えてください。

○佐々木交通課長 今先行着工というお話がございました。これにつきましては地元側、これは県だけではなくて沿線市町村を含めてということでございますけれども、とにかく一日も早く鉄道復旧していただきたいということでございますので、できることからやっていたいただきたいという思いは強く持っております。JR東日本としては、復旧全体の判断をする中で、部分的に復旧するとか、先行してというお話ということになるのではないかとということで、そこでJR東日本から、なかなか色よい返事をいただいているような状況ではないということでございます。

○久保孝喜委員 結局部分的であれ、全面的であれ、三陸鉄道移管のスキームが固まらないうちは復旧工事には入らないというのがJR東日本の姿勢だというふうに出ていていいわけですね。

そこで、困難な折衝を精力的にやっておられると、こういうことなのですが、本会議でも沿線の首長会議がJR側から提案されて6カ月以上かかって、やっと開かれたということが問題視されました。私もそのように思いますが、8月に行われた首長会議からもう既に2カ月がまた経過しております。

これまでの折衝経過などを含めて、つい先日、沿線の住民組織から情報開示をしてくれという要望書が出たという記事がございましたけれども、県議会も含めて、その折衝の中身、何が隘路になっているのかを含めてなかなか情報として知り得ない。当然沿線市町村も同じだと思うのですが、そういうことも含めて、次の首長会議をどの辺に設定をされようとしているのか、その見通しですね。それはしっかり開示していただきたいと思えますし、あわせてこの問題についての説明責任は、基本的に私は県にあるのだと思うのですが、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○佐々木交通課長 今、次の首長会議というお話がございました。これにつきましては、8月7日に沿線首長会議を開いて、方向性について共有を図ったということがございますので、この後のJR東日本との協議が一定程度進んだ段階で、形はどういう形でやるかというのは別といたしましても、まずは沿線4市町の首長さん方、それからあとは三陸鉄道全体の経営にかかわることでございますので、三陸鉄道沿線の市町村のほうにもお話をし、その合意形成を図っていくという手続をきちんと踏んでいくことが大事だと思っております。その時期につきましては、今まさしく交渉中ということでございますので、現時点で、そういういつごろという見通しを申し上げるところはなかなか難しい状況ということでございます。

それから、二つ目の話として説明責任というお話がございました。これにつきましては、

現在沿線の市町村のほうからの、県のほうで一本化してという形で、JR東日本と交渉している状況でございますので、その中身についてどの段階でお話ができるかというのはございますけれども、それは、時期になった段階で関係する市町村のほうにお話をして合意形成を図っていくという流れで考えてございます。

○久保孝喜委員 交渉という形があるから、途中経過をつまびらかにしろと言ってもなかなか難しいことは承知の上ですが、しかし、震災復興全体の流れを加速させるという意味でも、この交渉の正否が、ある意味では復興の正否にもつながっていくと、こういう認識はあるでしょうから、そうすると情報の出し方だとか、あるいは沿線の住民の皆さん、あるいは沿線の自治体の皆さんも含めて何が問題点なのかという、問題の所在が霧の中で全然わからない状態の中で、今、月日がずっと過ぎているわけです。情報の出し方を含めて、早急に検討していただきたいというのと、少なくとも沿線の自治体との関係の中で、双方がまさに一体となって検討、協議ができる雰囲気というのが、首長会議を含めて、できるだけ持っていただきたいと、そのことをお願いしておきたいと思えます。あとはさまざまな機会にまたお尋ねをさせていただきたいと思えます。

2点目は、同じく交通問題で、赤字バス路線の問題です。被災地特例でバス路線に対する国の補助が延長されておりましたが、来年の9月にそれが切れると、こういうことになっています。県内17路線あるということで、この補助が切れると、勢い廃線に向かうということが十分予想されてしまいますので、これは単にそれぞれの自治体の抱える路線というだけの問題ではなくて、復興全体にも大きな影響があるのだらうと思えます。国への要請はしていらっしゃると思うのですが、この特例の延長なのか、あるいは独自支援を含めて検討しているのか、現在の対応方針をお示しいただきたい。

○佐々木交通課長 今委員から御指摘ありましたとおり、現在県内で国庫補助を受けている路線につきましては59路線ございまして、そのうち被災地特例ということで、要件緩和の対象となって、救っていただいているのは17路線あるということでございます。これにつきまして時限的な措置ということで、将来的には、いずれかのタイミングでは、その特例措置がなくなるということでございますので、一つにはその特例措置の延長を国のほうにお願いしていくと、これはまさしく被災地の復旧、復興にかかわるものもございまして、それはしっかりと国のほうに要望していきたいと考えてございます。

あとは県としての対応でございますが、これは最悪の事態を想定すれば、被災地特例が打ち切りになることも念頭に置いて対応策を検討していくことは必要なことだと認識してございます。具体的に申しますと、昨年度からの取り組みでございまして、仮に国庫補助の被災地特例が廃止された場合に補助要件が終わりになる路線につきましては、路線ごとに、バス補助路線の今後のあり方に関する検討会というものを開催したり、あとそれを開催した後にフォローを行うという形で、バス事業者、市町村、それから有識者の方にも入っていただいております。そういった形で、万が一補助を受けられなくなった場合の対応策については検討を進めている状況でございます。

○久保孝喜委員 最後に、部長に見解をお尋ねしておきたいと思うのですが、今のバスの問題にしる、先ほどのＪＲの問題にしる、地域交通という観点で、現在の県政全体の中でどういう位置を占めているかと考えると物すごく大きいということを改めて感じさせられるわけです。なおかつ、今言われている人口減少の問題を含めて、あるいは大上段に言えば、交通権と言われる権利にかかわって、地域の交通の問題をどういうふうに捉えるかというのは復興にとっても、それからこれから先の県政全体の中でも極めて大きな要素になってくるといふふうに思うのです。残念ながら、全体の体系といいますか、生活交通を含めて、そういう交通問題の体系が、課題ごとに対処は一生懸命していただいているのですが、トータルとして県の姿勢というのがしっかりと県民に伝わっているのかということになると、まだまだ不十分だと思うのです。そういうことを含めて、これからの県政運営の中における鉄道、交通政策ということについての所感をお尋ねしておきたいと思えます。

○齋藤政策地域部長 個人的な所感からまず始めたいのですが、２年間沿岸広域振興局におりまして、ＪＲ山田線がこのような状況で、管内が大変広くて三陸鉄道も当時は回復していなくて、全線開通したのは、私がそれこそ人事異動でこちらに帰ってきてからの状況でございます。鉄道さえあれば、宮古は日帰りが可能でありましたし、動けたのですが、移動するのに困難な２年間だったという思いです。それを踏まえても、地域の交通のあり方というのは、少子高齢化が進みますと、ますます大事であるということは全く同感でございますし、先ほどのＪＲ山田線の件につきましても、我々の気持ちは一日でも早く復旧させたいという思いで交渉に臨んでおります。

ただ、これは全体の話になりますと、基本的に交通が直接関与できるという部分というのは交通事業者との関係があります。ですので、県でこうやれと言うことは簡単でございますが、それはそのとおりになるかというのは、交通事業者との関係がございまして、なかなか思うに任せぬ部分があります。したがって、場合によっては経営面での支援、それからいろいろな利用促進策、こういった間接的な形でお願いする。基本的には地域の交通を確保していくのだという気持ちについては、強く持ち続けていきたいと思えます。

○岩崎友一委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の１１月の県外調査についてであります。お手元に配付しております平成２６年度総務委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたします

ので、御参加願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。